

4 構造計画

4-1 耐震性能

- 新庁舎の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」に則り、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる、通常の建築物の1.5倍に相当する耐震性能を有する庁舎とします。

| | |
|-----|------------------|
| 行政棟 | 鉄骨造、免震構造(1階柱頭免震) |
| 議会棟 | 鉄骨造、耐震構造 |

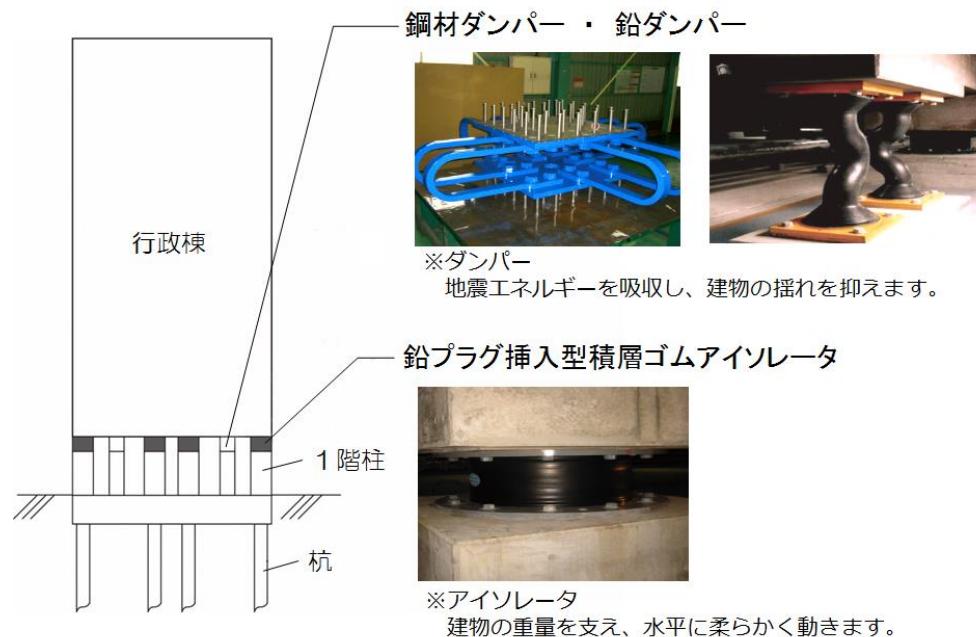
4-2 構造計画

基礎構造

- 建設地は、上から盛土、河川の氾濫などによる堆積地層、礫などの固い地層の構成となっています。
- 新庁舎では深度19m付近から現れる、剛性の高い地盤（第一礫層）を支持層とする杭基礎を採用します。

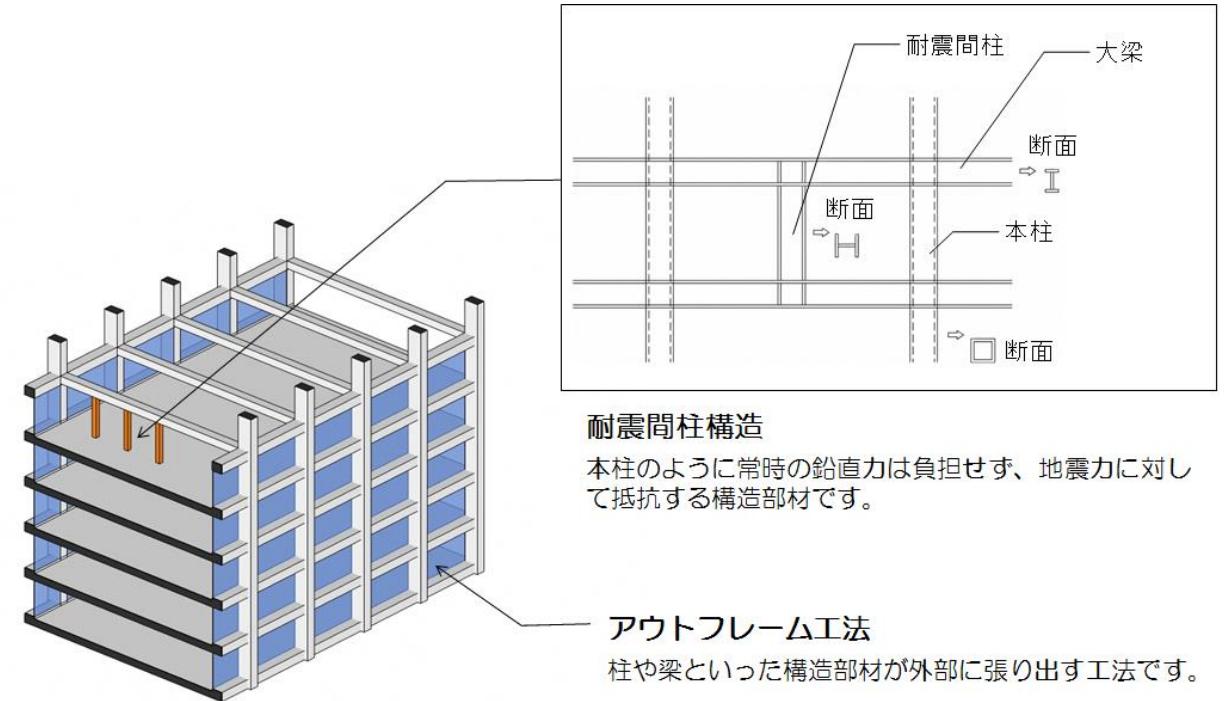
免震計画（行政棟）

- 行政棟の免震システムは、地震のエネルギーを吸収する装置（鉛プラグ挿入型積層ゴムアイソレータ）と地震の揺れを抑えたり早く止める装置（鋼材ダンパー（または鉛ダンパー））の組合せを基本方針としたものを採用します。



架構計画

- 上部構造は、十分な耐力と剛性を有する鉄骨造とし、建築プランに合わせた調整が行いやすい「耐震間柱構造」を採用します。
- 構造形式は内部空間に柱などの凹凸が出ない「アウトフレーム工法」を採用し、使いやすく自由度の高い屋内空間を整備します。



架構計画イメージ図